

# 令和7年度耕作放棄地再生利用に係る補助事業について

赤字は昨年度からの変更点

## 前橋市耕作放棄地再生利用事業補助金

【概要】 耕作放棄地と位置づけられた農地を再生し、農作物を生産するため、伐採や伐根、整地作業等に必要な経費の助成を行い、耕作放棄地の解消を図るものです。

【対象】 下記表の要件で対象農地の権利設定等を行い、再生作業を行う農業者

※1 筆 5a 又は隣接した筆で一体として利用できる概ね 5a 以上が対象

【要件・交付金額】

(10a 当り)

	解消経費	要件	再生作業		補助額計
			市費	県費	
①	50,000 円以上 ※1	中間管理機構を通じた 10年以上無償での利 用権設定。又は所有権移 転	25,000 円	25,000 円	50,000 円
②	50,000 円以上 ※2※3	所有権移転又は5年以 上の賃貸借若しくは使 用貸借による利用権設 定	50,000 円	—	50,000 円
③	40,000 円以上 ※2		40,000 円	—	40,000 円
④	30,000 円以上		30,000 円	—	30,000 円

※1 対象農地が中山間地域（宮城・富士見地区）に該当する場合、交付金額の上限を 150,000 円/10a とします。

※2 建設用重機等（トラクター除く）を利用した場合に適用します。

※3 群馬県道 101 号四ツ塚原之郷前橋線以北及び前橋市鼻毛石町字四ツ塚 1426 番の 3 以東は群馬県道 333 号上神梅大胡線以北の農地

【事業活用の注意点】

1 事業の利用には事前申請が必要となります。作業前・貸借権等設定前にご相談ください。

**※事前着工してしまうと、交付対象となりません。**

2 畦畔等も含め対象農地全体を再生し、廃棄物等も適正処理する必要があります。

**※再生作業で発生した廃棄物等が場内に残っている場合は事業完了と認められません。**

3 事業写真（作業前、作業中、作業後）の提出をお願いします。※同じ位置から撮影

## 前橋市耕作放棄地作付促進事業奨励金

【概要】 上記の前橋市耕作放棄地再生利用事業を活用し、昨年度又は今年度に再生した農地で農作物を生産する農業者等に対し、営農定着を促進するための奨励金を交付するものです。

【対象】 令和6年4月1日から令和8年2月末日までに再生した農地において、令和7年度農作物を生産する農業者（奨励金は作付け初年度1回のみ対象）

【交付金額】 20,000 円/10a

※再生作業を実施した面積のうち、実際に作付けできた面積から算出します。

詳しくは前橋市のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先  
前橋市 農政課 地域営農係  
担当 伊瀬、阿久津 (027-898-6703)